

広島県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市神辺町大字上竹田字長谷三三三の五、三三三の七から三三三の一一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅